

最高裁秘書第220号

令和3年2月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年1月25日に答申（令和2年度（情）答申第3
2号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第5号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年8月7日（令和2年度（情）諮詢第5号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（情）答申第32号）

件名：東京簡易裁判所に係属した民事訴訟事件のうち、どのような事件が民事第10室に分配されるかが書いてある文書の一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「東京簡裁に係属した民事訴訟事件のうち、どのような事件が民事第10室に分配されるかが書いてある文書（最新版）」の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を開示とした判断について、別紙記載2の文書（以下「本件対象文書」という。）の一部を開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和2年6月26日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び2号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件対象文書の記1には、東京簡易裁判所に提起された民事訴訟事件のうち、原告が特定の法人であり、被告からの異議事由が特定の類型のものに該当する支払督促異議事件については民事第6室に分配する旨の定めが記載されて

いる。このうち法人名等が記載された部分は、公にすると、これらの法人が原告となる一定の支払督促異議事件について他の法人等の事件と区別して取り扱っていることが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに定める不開示情報に相当すると考えられる。また、特定の類型の異議事由が記載された部分は、公にすると、民事第6室に係属している支払督促異議事件における被告の具体的な異議事由が明らかとなり、被告が自然人である場合には直ちに特定の個人を識別することは困難としても、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあることから法5条1号後段に定める不開示情報に、被告が法人等である場合には、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イに定める不開示情報に、それぞれ相当すると考えられる。

2 また、本件対象文書の記2には、東京簡易裁判所に提起された民事訴訟事件のうち、原告が特定の法人である一定の事件については民事第10室に分配する旨の定めが記載されている。このうち法人名等が記載された部分は、公にすると、これらの法人が原告となる民事訴訟事件について他の法人等の事件と区別して取り扱っていることが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに定める不開示情報に相当すると考えられる。

3 よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年8月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和3年1月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件対象文書は、東京簡易裁判所に提起された民事訴訟事件のうち、原告が特定の法人であり、被告からの異議事由が所定の類型に該当する支払督促異議事件については民事第6室に分配し、原告が特定の法人である事件のうちで特定の類型のものについては民事第10室に分配する旨を定めた通知書である。そして、本件不開示部分には、①上記特定の法人の名称等及び②上記被告からの異議事由の類型が記載されていることが認められる。

本件不開示部分のうち①特定の法人の名称等について、その記載内容のほか、本件対象文書の性格も踏まえて検討するならば、これが公にされた場合には、当該特定の法人が原告となる一定の類型の事件について、他の法人等の事件と区別して取り扱われていることが明らかとなるため、当該特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる（法5条2号イ）。

また、本件不開示部分のうち②被告からの異議事由の類型については、これが公にされた場合には、民事第6室に係属している事件における被告の異議事由が明らかになることから、被告が自然人である場合には公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ（法5条1号後段），被告が法人等である場合には当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる（同条2号イ）。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

人 口 口 門 員 員 委 委

子 子 雅 戶 戶 長 長

別紙

- 1 東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め（令和2年1月1日現在）
- 2 令和元年12月25日付け東地裁総第3466号所長通知「「民事第6室及び民事第10室に分配する事件の定め」について」